

# 令和4年度監査報告書

## 財政援助団体監査

【公益社団法人 国分寺市シルバー人材センター】

令和4年12月

国分寺市監査委員

# 令和4年度財政援助団体監査報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

## 第2 監査の対象

補助金交付団体	所管部課
公益社団法人 国分寺市シルバー人材センター	健康部地域共生推進課

## 第3 監査の範囲

令和3年度に交付された補助金に係る出納その他の事務

## 第4 監査の実施期間

令和4年9月2日 から 令和4年12月23日まで

現地調査 令和4年10月14日

## 第5 監査の着眼点

### 所管関係

- 1 補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- 2 補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- 3 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- 4 補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- 5 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

### 団体関係

- 1 関係規程は整備されているか。
- 2 事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- 3 補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- 4 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- 5 監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- 6 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- 7 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

- 8 小口現金については適正に管理されているか。
- 9 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

## 第6 監査の方法

補助金に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面及び現地調査を行い、必要に応じ所管職員等からの説明を聴取し監査を実施した。

## 第7 監査の対象団体の概要及び監査結果

### 1 団体の概要

#### (1) 設立

国分寺市高齢者事業団として昭和54年1月24日設立。平成2年7月2日に社団法人国分寺市シルバー人材センターとなり、平成23年4月1日に公益社団法人に移行し、公益社団法人国分寺市シルバー人材センターに改称。

#### (2) 目的

公益社団法人国分寺市シルバー人材センターは、社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### (3) 事業の概要

ア 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供

イ 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施

ウ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業

エ センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営

オ その他センターの目的を達成するために必要な事業

#### (4) 組織

議決機関として総会が、業務執行機関として理事会が設置されている。

理事及び監事が組織の役員を構成し、理事の中から会長、副会長及び常務理事が選任されている。常務理事は事務局長を兼任している。

#### (5) 所在地

国分寺市戸倉四丁目14番地 国分寺市立福祉センター内

## 2 補助金の状況

市は、公益社団法人国分寺市シルバー人材センター運営費補助金交付規則に基づき、令和3年度は28,142,000円を交付し、実績報告により529,067円の返還を受けている。

## 3 補助金の実績

令和3年度の予算及び補助金見込並びに決算及び補助金執行状況は別紙のとおりである。

## 4 監査の結果

監査の着眼点に留意し、国分寺市監査基準に準拠し調査を行ったところ、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

### (1) 所管課

#### ① 国分寺市シルバー人材センター貸付金について

市は国分寺市シルバー人材センターに対し、「国分寺市シルバー人材センター貸付金」として300万円を貸し付けているが、貸付期間、利子、返還命令等の貸付けに関する諸条件について確認ができなかった。適切な対応をとられたい。

## 別紙

## 1 予算

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	合計	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	287,127,351	2,872,649	290,000,000	
労働者派遣事業等受託収益	500,000	0	500,000	
受取会費	730,000	730,000	1,460,000	
受取補助金等	35,051,540	5,865,460	40,917,000	市費充当額：28,142,000
受取寄付金	500	500	1,000	
特定資産運用益	10,000	10,000	20,000	
雑収益	50,500	50,500	101,000	
経常収益計	323,469,891	9,529,109	332,999,000	
(2) 経常費用				
事業費	323,469,891	0	323,469,891	市費充当額：22,276,540
管理費	0	9,529,109	9,529,109	市費充当額：5,865,460
経常費用計	323,469,891	9,529,109	332,999,000	
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	0	0	0	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
減価償却資産取崩収入	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
他会計振替額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	0	0	0	
一般正味財産期首残高	32,524,805	4,916,296	37,441,101	
一般正味財産期末残高	32,524,805	4,916,296	37,441,101	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	32,524,805	4,916,296	37,441,101	

## 2 決算

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	法人会計	合計	備考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	250,520,627	2,336,225	252,856,852	
労働者派遣事業等受託収益	1,149,507	0	1,149,507	
受取会費	619,000	619,000	1,238,000	
受取補助金等	35,012,016	5,775,917	40,787,933	市費充当額：27,612,933
受取寄付金	0	0	0	
特定資産運用益	43	44	87	
雑収益	6,116	3,493	9,609	
経常収益計	287,307,309	8,734,679	296,041,988	
(2) 経常費用				
事業費	283,615,642	0	283,615,642	市費充当額：21,837,016
管理費	0	8,734,679	8,734,679	市費充当額：5,775,917
経常費用計	283,615,642	8,734,679	292,350,321	
評価損益等調整前当期経常増減額	3,961,667	0	3,961,667	
基本財産評価損益等	0	0	0	
特定資産評価損益等	0	0	0	
投資有価証券評価損益等	0	0	0	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	3,691,667	0	3,691,667	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
過年度収益修正	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産除却損	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,691,667	0	3,691,667	
一般正味財産期首残高	33,104,178	4,916,296	38,020,474	
一般正味財産期末残高	36,795,845	4,916,296	41,712,141	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	0	0	0	
一般正味財産への振替額	0	0	0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	36,795,845	4,916,296	41,712,141	

※市補助額28,142,000円－実績報告額27,612,933円＝令和3年度市補助金返還額529,067円

※7人の人件費が補助対象であり、補助金に残額が生じた場合は残額を市に返還する。